

労働委員会の窓 (12月分)

1 会議関係

- 12月11日 第1187回愛媛県労働委員会総会  
「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の第13回・第9回調査結果概要について」  
など7件
- 12月25日第1299回公益委員会議  
「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の審査経過について」など5件

2 集団的労使紛争関係

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
31年(不) 第1号	教育, 学習 支援事業	H31. 2. 19	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中
元年(不) 第2号	製造業, 卸売業, 小 売業	R元. 5. 22 [追加申立 R元. 8. 29]	1, 2, 3	不利益取扱い是正 団体交渉応諾 支配介入禁止等	係属中
元年(不) 第3号	教育, 学習 支援事業	R元. 9. 30	1, 2, 3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等	係属中
2年(不) 第1号	卸売業	R 2. 5. 20	1, 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	係属中

3 個別的労使紛争関係

○ あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん 回数	終結状況
2年個別 第3号・第4号	保険業	解雇に対する補償とし て、解決までの賃金及び 慰謝料請求	R 2. 12. 10 労働者	—	係属中

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
12月	12	19
累計(4月~)	156	241

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。



## 雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、  
労働委員会に相談していませんか？

**労働者側からの相談**

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

**使用者側からの相談**

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等  
を行う公正・中立の県の行政機関です。  
相談・あっせんは**無料・秘密厳守**でお  
受けします。

**愛媛県労働委員会**

089-912-2996(直通)

790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
メールアドレス roudou@pref.ehime.lg.jp  
ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>

